

入札制、地域活用要件について

2022年1月
資源エネルギー庁

I 2022年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ バイオマス発電
- ④ 入札実施スケジュール
- ⑤ その他の制度見直し

II 2022年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

(参考) FIT調達価格/FIP基準価格・入札上限価格

調達価格等算定委員会（第70回）
（2021年10月4日）事務局資料より抜粋

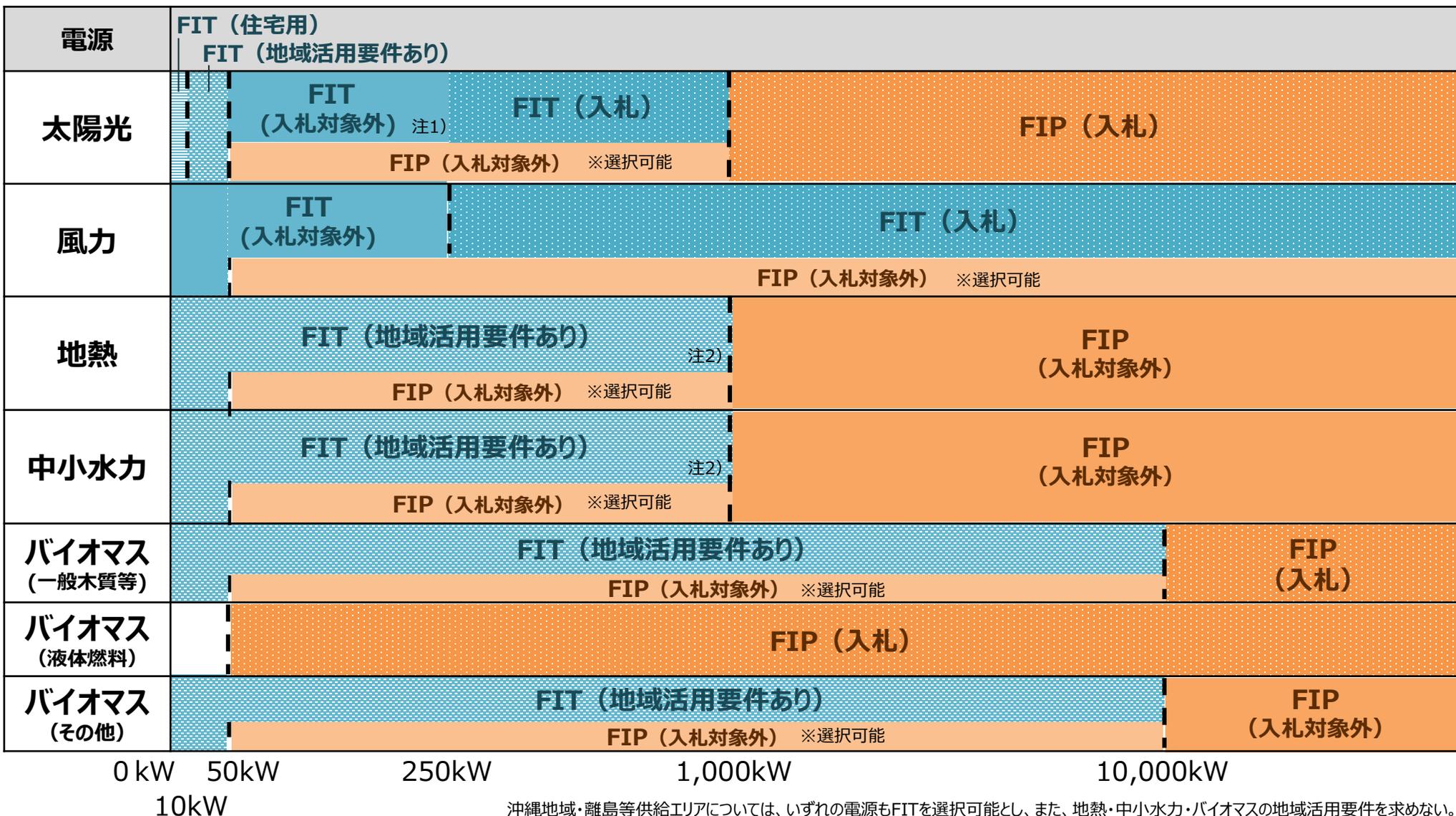
電源 【調達/交付期間】	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	価格目標
事業用太陽光 (10kW以上) 【20年】	40円	36円	32円	29円 27円 ※1	24円	入札制 21円 (2,000kW以上)	入札制 15.5円 (2,000kW以上)	入札制 14円/13円 (500kW以上)	入札制 12円/11.5円 (250kW以上)	入札制 11円/10.75円/ 10.5円/10.25円 (250kW以上)	入札制 (一定規模 以上) ※9	7円 (2025年)	
						21円 (10kW以上 2,000kW未満)	18円 (10kW以上 2,000kW未満)	14円 (10kW以上 500kW未満)	12円 (50kW以上 250kW未満)	11円 (50kW以上 250kW未満)			10円 (50kW以上 入札対象未満)
						※1 7/1~ (利潤配慮期間 終了後)		13円 ※2 (10kW以上 50kW未満)	12円 ※2 (10kW以上 50kW未満)	11円 ※2 (10kW以上 50kW未満)			
住宅用太陽光 (10kW未満) 【10年】	42円	38円	37円	33円 35円 ※3	31円 33円 ※3	28円 30円 ※3	26円 28円 ※3	24円 26円 ※3	21円	19円	17円	卸電力 市場価格 (2025年)	
				22円(陸上20kW以上)		21円 (20kW以上)	20円	19円	18円	入札制 (250kW以上) / 入札外 (250kW未満)			8~9円 (2030年)
風力 ※4 【20年】				55円(陸上20kW未満)		36円(着床式)				17円	16円 ※10	15円 ※10	
				36円(洋上風力 (着床式・浮体式))		36円(浮体式)			入札制 34円	32円	29円		
バイオマス 【20年】 ※5 ※6 ※7	24円(バイオマス液体燃料)					24円 (20,000kW以上)	21円 (20,000kW以上)	入札制 20.6円	入札制 19.6円	入札制 19.6円	入札制 (事前非公表)	入札制 ※11	FIT制度 からの 中長期的な 自立化を 目指す
	24円(一般木材等)					24円 (20,000kW未満)	21円 (20,000kW以上)	入札制 20.6円 (10,000kW以上)	24円 (10,000kW未満) ※8				
	32円(未利用材)					32円(2,000kW以上) ※8							
						40円(2,000kW未満) ※8							
						その他 (13円(建設資材廃棄物)、17円(一般廃棄物その他バイオマス)、39円 (メタン発酵バイオガス発電 ※5)) ※8							
地熱 【15年】 ※4						26円(15,000kW以上)							
						40円(15,000kW未満) ※8							
水力 【20年】 ※4	24円(1,000kW以上30,000kW未満)					24円	20円(5,000kW以上30,000kW未満)						
						27円 (1,000kW以上5,000kW未満)							
						29円(200kW以上1,000kW未満) ※8							
					34円(200kW未満) ※8								

※2 10kW以上50kW未満の事業用太陽光発電には、2020年度から自家消費型の地域活用要件を設定する。ただし、営農型太陽光は、10年間の農地転用許可が認められ得る案件は、自家消費を行わない案件であっても、災害時の活用が可能であればFIT制度の新規認定対象とする。
 ※4 風力・地熱・水力のブレードは、別途、新規認定より低い価格を適用。 ※5 主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電は、当該主産物・副産物が直接燃焼する場合に該当する区分において取り扱う。
 ※6 新規燃料については、食料競合について調達価格等算定委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、FIT制度の対象とする。食料競合への懸念が認められない燃料については、ライフサイクルGHG排出量の論点を調達価格等算定委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FIT制度の対象とする。
 ※7 石炭（ごみ処理焼却施設で混焼されるコークス以外）との混焼を行うものは、2019年度（一般廃棄物その他バイオマスは2021年度）からFIT制度の新規認定対象とならない。また、2018年度以前（一般廃棄物その他バイオマスは2020年度以前）に既に認定を受けた案件が容量市場の適用を受ける場合はFIT制度の対象から外す。 ※8 FITの新規認定には、2022年度から地域活用要件を設定する。 ※9 50kW以上1,000kW未満のFIPの新規認定は、入札外で10円。その他入札制の詳細は未定。 ※10 入札は、FIP新規認定について、2022年度は適用なし、2023年度は未定。入札の回数等は未定。
 ※11 液体燃料は50kW以上。入札上限価格に係る詳細は未定。

(参考) 2022年度のFIT/FIP・入札の対象

調達価格等算定委員会（第70回）
（2021年10月4日）事務局資料より抜粋

- 風力以外は一定規模以上はFIPのみ認める。また、50kW以上は事業者が希望すればFIPも選択可能。
- なお、既にFIT認定を受けている事業も、50kW以上は事業者が希望すればFIPに移行可能。



沖縄地域・離島等供給エリアについては、いずれの電源もFITを選択可能とし、また、地熱・中小水力・バイオマスの地域活用要件を求めない。

注1) 太陽光の2022年度の入札対象の閾値は、2021年度の閾値をそのまま仮定していることに留意。 注2) なお、地熱・中小水力の当該の閾値は、2023年度も同じとする。

I 2022年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ バイオマス発電
- ④ 入札実施スケジュール
- ⑤ その他の制度見直し

II 2022年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

<上限価格の事前公表/非公表>

- 入札制度の設計にあたっては、以下の2つの大きな方向性が考えられる。
 - ① 上限価格を非公表としたうえで、相対的に余裕のある募集容量の下で、上限価格を意識した競争を促す。
 - ② 上限価格を公表としたうえで、募集容量を絞り、限られた容量の下で、他の事業者との競争を促す。
- 事業者の積極的な参入を促すため、今年度より、上限価格を事前公表する形（②）で入札を実施している。今年度に行われた入札3回とも、入札容量が募集容量を上回り、上限価格を下回る案件でも一定程度、落札を逃す結果となったことから、上限価格の事前公表は、事業者間の競争を通じたコスト低減と事業者の参入促進に、一定程度寄与していたと評価できる。こうしたことをふまえ、来年度も引き続き、上限価格を事前公表することとしてはどうか。

<入札対象範囲>

- 事業用太陽光発電については、2017年度の入札制の適用以降、順次、その対象範囲を拡大してきた。引き続きコスト低減の加速を図る観点から、入札対象範囲は可能な限り拡大していくことが望ましい一方で、以下のような懸念があることもふまえ、来年度の入札対象範囲については、昨年度・今年度と同様に、原則250kW以上としてはどうか。
 - 入札対象範囲の拡大により入札件数が大幅に増加するおそれ（2020年度実績で100-250kWは250kW以上の約4倍の認定件数）があり、円滑な入札制の運用のためには更なる体制整備が求められること
 - 250kW以上/未満で資本費に一定の差異が見られること。また、入札準備に必要な経費は小規模案件ほど相対的に重い負担であること。
- 新たなエネルギーミックスの実現に向けて、地域と共生可能な形での太陽光発電の導入加速化を図るため、屋根設置の太陽光発電（既築の建物への設置に限る）については、入札制の適用を免除することとしてはどうか。この場合の調達価格・基準価格は、50kW以上入札対象外の2022年度の調達価格・基準価格である10円/kWhを適用する。また、今後、当該特例に係るフォローアップを行い、必要に応じて見直しを検討することとしてはどうか。
 - 入札対象の屋根設置太陽光発電の中でも、特に既築の建物への設置案件の導入が限られている状況（昨年度・今年度入札で落札した屋根設置案件のうち、容量ベースで約3割が既築の建物への設置案件）

（※）本来、新築の建物に設置することが望ましい状況でありながら、あえて入札制の適用を回避する行動をとる可能性を排除する観点から、「既築の建物」の範囲については、本日（2022年1月17日）以前に設置されていた建物に限ることとして、今後、必要に応じて見直すことを検討してはどうか。

- 事業用太陽光発電の2020年度のFIT認定件数について、100-250kWの規模帯の件数（1,193件）は、250kW以上全体の件数（293件）の約4倍。
- 事業用太陽光発電の2020年度のFIT認定容量については、は以下の通り。
 - 事業用太陽光全体の容量（894MW）に占める100kW以上の容量（656MW）の割合は73%
 - 事業用太陽光全体の容量（894MW）に占める250kW以上の容量（396MW）の割合は44%

<FIT認定量>

単位：MW（件） （注）オレンジハイライトは入札対象区分。

	10 -50kW	50 -100kW	100 -250kW	250 -500kW	500 -750kW	750 -1,000kW	1,000- 2,000kW	2,000kW-	10kW-全体合計
2012年度	2,251(93,819)	46(556)	389(2,448)	678(1,909)	543(963)	971(1,075)	3,436(2,184)	6,339(370)	14,654(103,324)
2013年度	6,438(215,046)	27(312)	367(2,162)	1,002(2,870)	828(1,498)	918(1,065)	5,165(3,410)	9,405(489)	24,149(226,852)
2014年度	3,303(134,385)	16(180)	277(1,668)	570(1,646)	384(693)	321(379)	1,610(1,068)	3,649(204)	10,130(140,223)
2015年度	1,551(57,867)	4(46)	91(541)	226(658)	143(253)	104(124)	477(320)	755(34)	3,351(59,843)
2016年度	2,288(72,857)	3(32)	105(600)	333(948)	188(329)	163(196)	547(382)	1,148(58)	4,774(75,402)
2017年度	1,672(50,994)	2(25)	69(390)	247(675)	96(162)	117(140)	385(259)	39(4)	2,627(52,649)
2018年度	2,290(65,898)	4(43)	121(663)	483(1,307)	225(368)	230(273)	974(633)	196(6)	4,520(69,191)
2019年度	1,693(45,333)	2(19)	56(303)	475(1,130)	1(2)	15(17)	95(54)	105(4)	2,443(46,862)
2020年度	233(5,687)	5(62)	260(1,193)	53(118)	19(30)	50(57)	129(80)	145(8)	894(7,235)
	21,718(741,886)	109(1,275)	1,734(9,968)	4,066(11,261)	2,428(4,298)	2,891(3,326)	12,819(8,390)	21,780(1,177)	67,544(781,581)

※ 2021年度6月末時点
 ※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(参考) これまでの太陽光入札結果

調達価格等算定委員会（第73回）
（2021年12月22日）事務局資料より抜粋

- **事業用太陽光発電**については、2017年度から入札制を適用。入札対象範囲は、2017年度は「2,000kW以上」、2019年度上期から「500kW以上」、2020年度上期から「250kW以上」に拡大。
- **価格予見性の向上**や**参加機会の増加**のため、今年度から**上限価格を事前公表に変更**するとともに、**入札実施回数を年間4回に増加**。この結果、昨年度までは、応札容量が募集容量を下回る状況が続いていたが、今年度は、第8回・第9回・第10回ともに**募集容量を上回る応札容量**があった。また、**平均入札価格・平均落札価格も低下傾向**。

	事業用太陽光										
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
実施時期	2017年度	2018年度 上期	2018年度 下期	2019年度 上期	2019年度 下期	2020年度 上期	2020年度 下期	2021年度 第1四半期	2021年度 第2四半期	2021年度 第3四半期	2021年度 第4四半期
入札対象	2,000kW以上			500kW以上		250kW以上					
募集容量	500MW	250MW	197MW	300MW	416MW	750MW	750MW	208MW	224MW	243MW	279MW
上限価格	21円/kWh 事前公表	15.5円/kWh 事前非公表	15.5円/kWh 事前非公表	14.0円/kWh 事前非公表	13.0円/kWh 事前非公表	12.0円/kWh 事前非公表	11.5円/kWh 事前非公表	11.00円/kWh 事前公表	10.75円/kWh 事前公表	10.50円/kWh 事前公表	10.25円/kWh 事前公表
入札容量 (件数)	141MW (9件)	197MW (9件)	307MW (16件)	266MW (71件)	186MW (72件)	369MW (255件)	79MW (92件)	249MW (185件)	270MW (215件)	333MW (188件)	-
平均入札 価格	19.64円 /kWh	17.06円 /kWh	15.40円 /kWh	13.46円 /kWh	13.38円 /kWh	11.49円 /kWh	11.34円 /kWh	10.85円 /kWh	10.63円 /kWh	10.34円 /kWh	-
落札容量 (件数)	141MW (9件)	0MW (0件)	197MW (7件)	196MW (63件)	40MW (27件)	368MW (254件)	69MW (83件)	208MW (137件)	224MW (192件)	243MW (81件)	-
平均落札 価格	19.64円 /kWh	-	15.17円 /kWh	12.98円 /kWh	12.57円 /kWh	11.48円 /kWh	11.20円 /kWh	10.82円 /kWh	10.60円 /kWh	10.31円 /kWh	-
調達価格 決定方法	応札額を調達価格として採用（pay as bid 方式）										

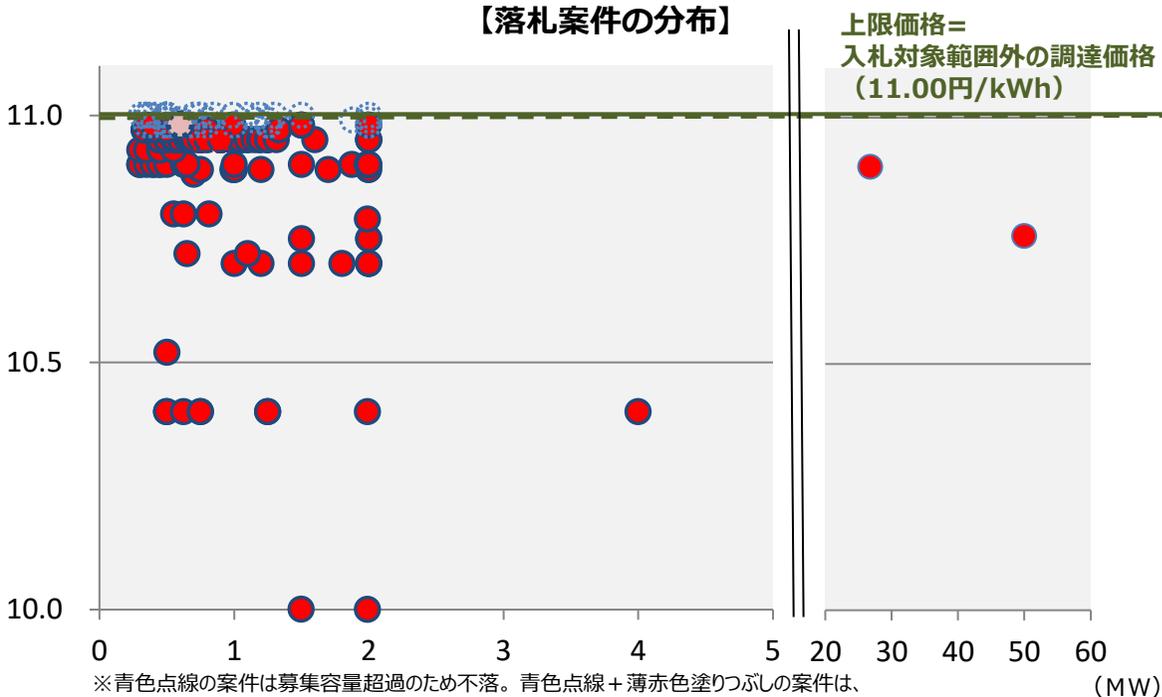
(参考) これまでの入札結果：第8回太陽光（2021年度第1四半期）

9

調達価格等算定委員会（第70回）
（2021年10月4日）事務局資料より抜粋

- 第8回太陽光入札は、**上限価格を11.00円/kWh、募集容量を208MW**として実施。
- **上限価格**は、第1回を除き、これまで事前非公表としていたが、事業者からの要請を踏まえ、**入札活性化の観点から今回から事前公表**とした。**募集容量に対し、入札参加資格を得た件数・容量は218件・311MW**。そのうち、**応札件数・容量は185件・249MW**となり、**募集容量を上回った**。
- 結果、**137件・208MWが落札**し、**平均落札価格は10.82円/kWh・最低落札価格は10.00円/kWh**となった。上限価格いっぱいに入札した案件は落札できず、前回と比べて、**コスト低減が着実に進展**。（第7回結果：平均落札価格11.20円/kWh・最低落札価格10.48円/kWh）

【落札案件の分布】



入札の結果

入札参加申込件数・容量 : **231件・330MW**
参加資格を得た件数・容量 : **218件・311MW**
応札件数・容量 : **185件・249MW**

落札の結果

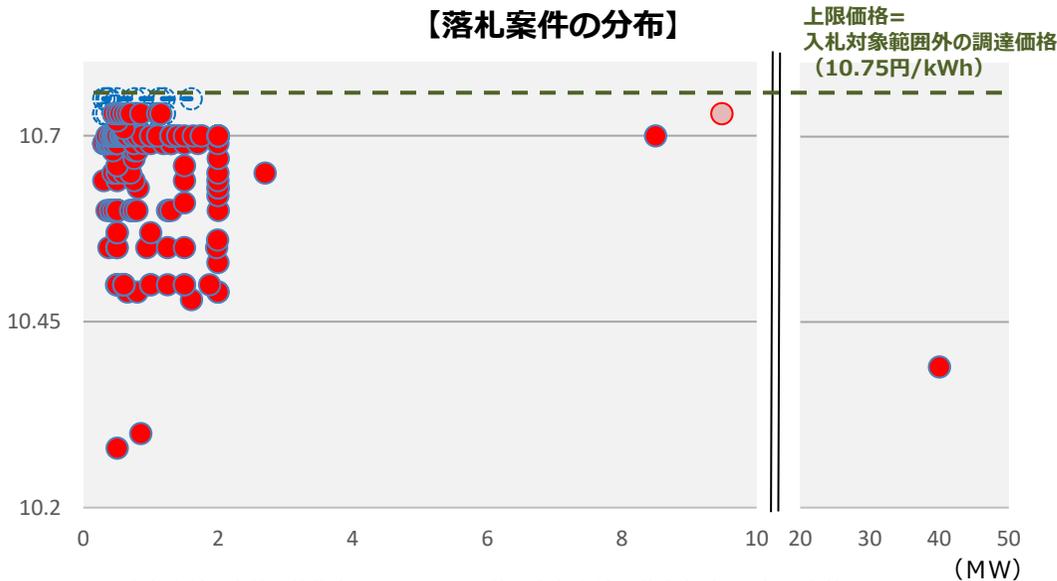
平均入札価格 : **10.85円/kWh**
落札件数・容量 : **137件・208MW**
最低落札価格 : **10.00円/kWh**
最高落札価格 : **10.98円/kWh**
平均落札価格 : **10.82円/kWh**

(参考) これまでの入札結果：第9回太陽光（2021年度第2四半期） 10

調達価格等算定委員会（第70回）
（2021年10月4日）事務局資料より抜粋

- 第9回太陽光入札は、上限価格を10.75円/kWh、募集容量を224MWとして実施。
- 応札件数・容量は、215件・270MWと募集容量（224MW）を上回り、うち192件・224MWが落札した。平均落札価格は、10.60円/kWhとなり、前回（10.82円/kWh、上限価格11円/kWh）から着実に低減。
- 前回同様応札容量が募集容量を上回った結果、上限価格を下回る案件でも落札を逃しており、価格競争が働いていると評価できる。

【落札案件の分布】



※青色点線の案件は募集容量超過のため不落。赤色点線＋薄赤色塗りつぶしの案件は、
入札容量の一部が募集容量超過のため不落。

入札の結果

入札参加申込件数・容量 : 249件・318MW
参加資格を得た件数・容量 : 237件・302MW
応札件数・容量 : 215件・270MW

落札の結果

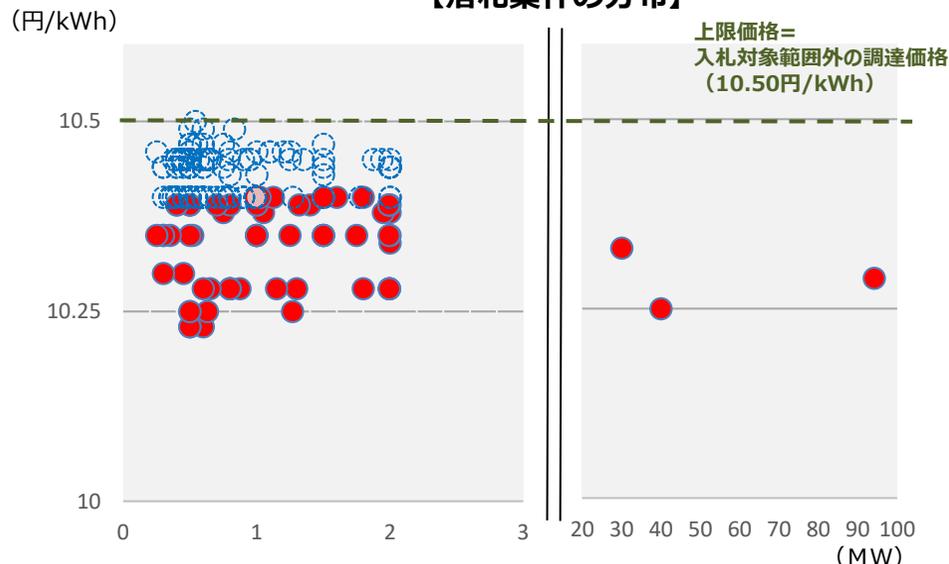
平均入札価格 : 10.63円/kWh
落札件数・容量 : 192件・224MW
最低落札価格 : 10.28円/kWh
最高落札価格 : 10.73円/kWh
平均落札価格 : 10.60円/kWh

(参考) これまでの入札結果：第10回太陽光（2021年度第3四半期） 11

調達価格等算定委員会（第73回）
（2021年12月22日）事務局資料より抜粋

- 第10回太陽光入札は、上限価格を10.50円/kWh、募集容量を243MWとして実施。
- 応札件数・容量は、188件・333MWと募集容量（243MW）を上回り、うち81件・243MWが落札した。平均落札価格は、10.31円/kWhとなり、前回（10.60円/kWh、上限価格10.75円/kWh）から着実に低減。
- 前回同様、応札容量が募集容量を上回った結果、上限価格を下回る案件でも落札を逃しており、価格競争が働いていると評価できる。

【落札案件の分布】



※青色点線の案件は募集容量超過のため不落。青色点線 + 薄赤色塗りつぶしの案件は、入札容量の一部が募集容量超過のため不落。

入札の結果

入札参加申込件数・容量 : 218件・378MW
参加資格を得た件数・容量 : 213件・374MW
応札件数・容量 : 188件・333MW

落札の結果

平均入札価格 : 10.34円/kWh
落札件数・容量 : 81件・243MW
最低落札価格 : 10.23円/kWh
最高落札価格 : 10.40円/kWh
平均落札価格 : 10.31円/kWh

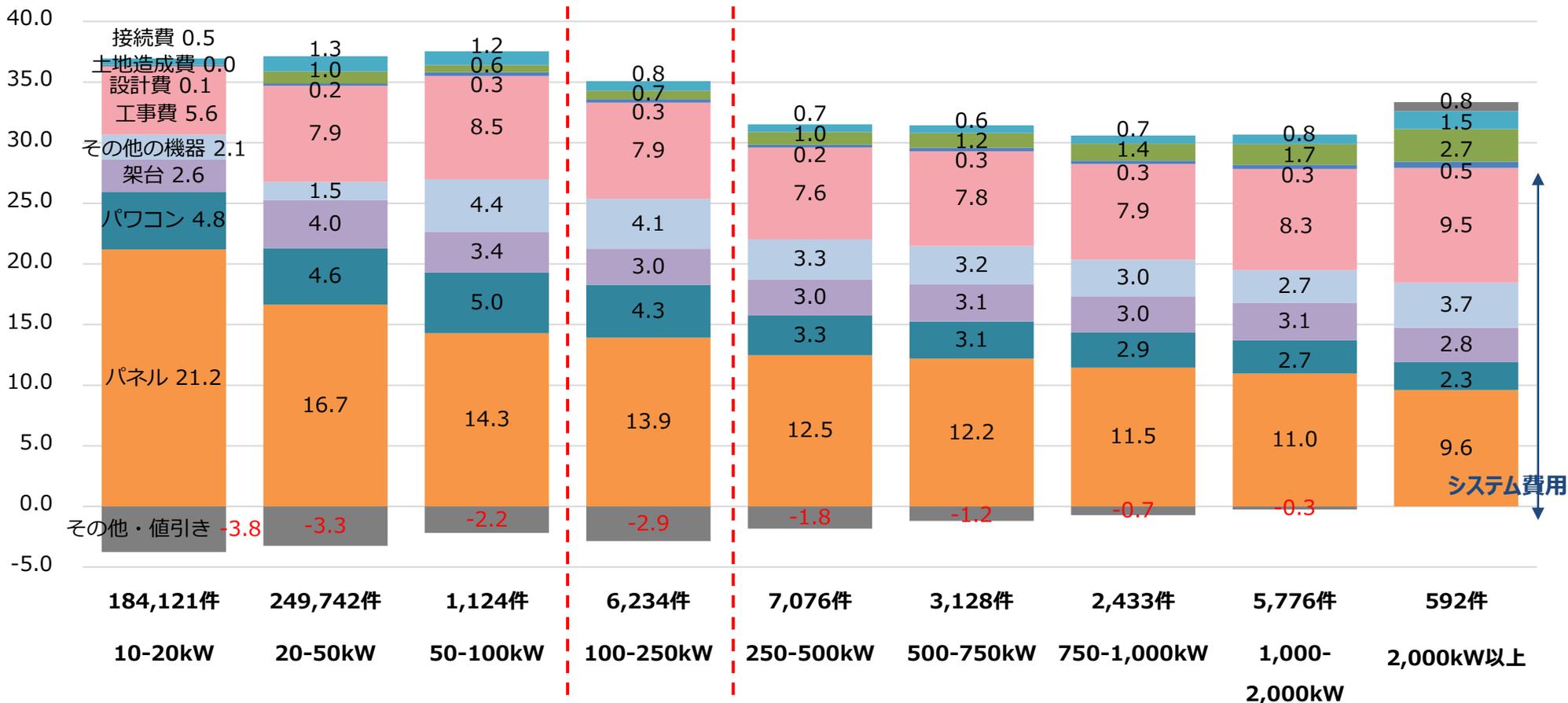
(参考) 国内のコスト動向：資本費およびその構成（規模別動向（全設置期間）） 12

調達価格等算定委員会（第73回）
（2021年12月22日）事務局資料より抜粋

■ 事業用太陽光発電の規模別のコスト動向を定期報告データを用いて分析した結果、**100kW未満、100-250kW、250kW以上**で一定のコスト差が見られる。

<資本費内訳（全設置年）>

(万円/kW)



※2021年8月24日時点までに報告された定期報告を対象。

<入札実施回数>

- 事業者の案件形成スケジュールと入札スケジュールのタイムラグを可能な限り低減させるため、昨年度までは年間2回であった入札実施回数を、今年度より、年間4回としている。
- 案件形成の促進と入札の実務負担の観点から、来年度の入札実施回数は、今年度と同様、年間4回としてはどうか。

<募集容量>

- 昨年度の本委員会では、2019～2020年度入札において、平均831MW/年の事業計画が提出されており、入札実施回数は4回であることから、今年度初回入札の募集容量は208MWとした上で、その後の入札の募集容量については、直前の入札における応札容量をふまえて機動的に見直すこととした。
- 来年度の入札対象の事業用太陽光発電については、1,000kW以上はFIP入札のみ、250-1,000kWはFIP入札対象外かFIT入札の選択制と、1,000kW以上/未満で取扱いが異なる。
- 仮に1,000kW以上/未満で入札区分を分けず、同様の区分として入札を実施した場合、FIP電源（1,000kW以上）とFIT電源（1,000kW未満）が同じ入札の枠の中で競争する。こうした点もふまえ、再エネの市場統合やアグリゲーション・ビジネスの活性化を促す観点から、1,000kW以上/未満で区分を分けて、それぞれ募集容量を設定し、入札を実施することを基本の考え方としてはどうか。

（※）なお、第73回の本委員会において、FIP制度のみ認められる対象について、2023年度に500kW以上、2024年度に原則250kW以上と取りまとめられていることから、上記の考え方は2024年度までの一時的・過渡的なものである。

I. ①事業用太陽光：2022年度の募集容量（案）

- 具体的には、以下の設定としてはどうか。

（来年度初回の入札における募集容量）

- 今年度入札3回の落札容量の平均（※）225MWに、今年度入札3回の総落札容量（※）における250-1,000kW/1,000kW以上それぞれの割合（22%：78%）を掛けて算出される容量（250-1,000kWは50MW、1,000kW以上は175MW）。

（※）入札対象外とされる予定の既築の建物への設置案件を除く。

（落札者の決定方法）

- 250-1,000kW/1,000kW以上それぞれの区分ごとに、上限価格を超えない入札者のうち、低価の入札者から順に募集容量に達するまで落札者を決定する。
- その上で、250-1,000kW/1,000kW以上のいずれかの区分で、入札容量が募集容量を下回り、もう一方の区分で、入札容量が募集容量を上回る場合には、さらに、両区分における募集容量の合計の79%（※）に、両区分における入札容量の合計が達するまで、入札容量が募集容量を上回った区分における低価の入札者から順に落札者を決定する。

（※）今年度入札3回における総入札容量に対する総落札容量の割合

- こうした手当により、今年度入札と同程度の競争性を確保しつつ、募集容量を最大限に有効活用し、導入の加速化を図っていくこととしてはどうか。

（来年度2回目以降の入札における募集容量の設定方法）

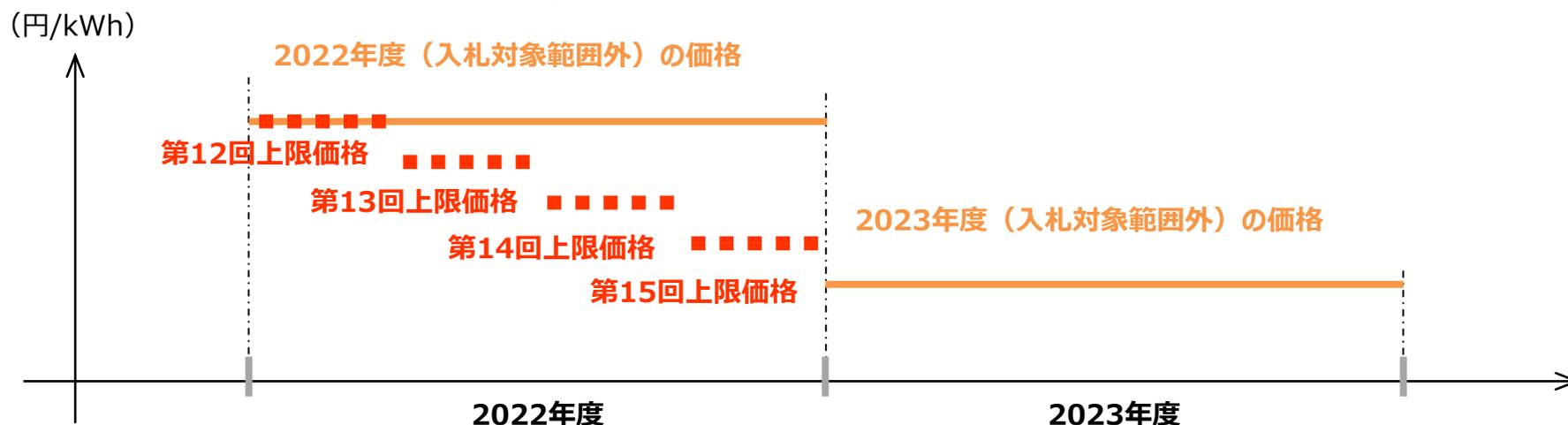
- 来年度2回目以降の入札における募集容量については、今年度と同様に、直前入札における入札容量をふまえて、250-1,000kW/1,000kW以上それぞれの区分の募集容量を、機動的に見直すこととしてはどうか。

今回入札の結果	今回入札の結果をふまえた次回入札の募集容量
両区分における入札容量の合計が募集容量の合計を上回った場合	$\{ (\text{入札容量の合計}) - (\text{募集容量の合計}) \} \times 40\%$ の容量に、各区分における $\{ (\text{入札容量}) - (\text{募集容量}) \}$ の比を掛けて算出される容量を、今回入札の募集容量に加えた容量
両区分における入札容量の合計が募集容量の合計を下回った場合	$\{ (\text{募集容量の合計}) - (\text{入札容量の合計}) \}$ の容量に、各区分における $\{ (\text{募集容量}) - (\text{入札容量}) \}$ の比を掛けて算出される容量を、今回入札の募集容量から差し引いた容量（ただし、250-1,000kWの区分においては50MW、1,000kW以上の区分においては175MWを、下限とする）

I. ①事業用太陽光：2022年度の入札上限価格（案）

- 昨年度の委員会では、今年度の入札上限価格については、2021年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外）の調達価格・基準価格11円/kWhと、2022年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外）の調達価格・基準価格10円/kWhの間を刻む形で、第8回から第11回にかけて、11円/kWh、10.75円/kWh、10.50円/kWh、10.25円/kWhと設定した。
- 前回（第73回）の本委員会において、2023年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外）の調達価格・基準価格を設定するための諸元をとりまとめたため、来年度の入札上限価格については、今年度と同様の考え方に基づき、2022年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外）の調達価格・基準価格10円/kWhと、2023年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外）の調達価格・基準価格の間を刻む形で設定してはどうか。

<2022年度の事業用太陽光発電の入札の上限価格のイメージ>



I. ①事業用太陽光：FIP入札に係る事項（案）

- **来年度より、1,000kW以上の事業用太陽光発電については、FIP制度のみ認められる対象**となることから、**来年度に初めてFIP電源に係る入札**を行うこととなる。
- 前述の論点である、入札価格の事前公表、入札対象範囲、入札実施回数、募集容量、上限価格以外の事項（**落札者の基準価格の決定方式、入札実施主体、入札参加資格、手数料、保証金の額・没収事由・没収免除事由、FIP認定申請期限、入札参加後の事業計画の変更に係る取扱い、運転開始期限等**）については、**基本的に今年度のFIT入札と同様の内容**としてはどうか。
- **ただし、事後的な蓄電池の併設**については、FIT制度では価格変更事由とされている（※）一方で、**FIP制度においては、2022年度以降に新規に認定を取得した事業に限り、価格変更なしに認められていることをふまえ、FIP入札においても、事後的な蓄電池の併設を、保証金の没収事由および落札者決定の取消し事由から外す**こととしてはどうか。

（※）蓄電池に一度充電した電気を逆潮流させる際に、その電気を認定事業者にて区分計量し、FIT外で売電することは、価格変更なしで可能。

【論点12】再エネのグリゲーションを促すための課題

再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第23回）（2021年1月13日）事務局資料より抜粋

(2) ③FIT制度からFIP制度への移行認定（事後的蓄電池の併設）（案）

- FIT制度では、認定取得後に過積載太陽光発電設備のパワコンより太陽光パネル側に蓄電池を新增設する場合、当初想定されていなかった国民負担の増大につながるから、
 - ✓ 蓄電池に一度充電した電気を逆潮流させる際に、その電気を認定事業者にて区分計量し、FIT外で売電することを条件に、FIT制度においても事後的な蓄電池の併設を認めることとし、
 - ✓ そのような区分計量ができない場合には、設備全体についてその時点の最新の調達価格に変更することを条件に、事後的な蓄電池の併設を認めることとしている。
- 一方、FIP制度における事後的蓄電池の併設については、本合同会議（2020/08/31）において、電力の需給状況や市場価格を意識した電気の供給が促されることに加え、インバランスについても蓄電池を活用することでその発生を抑制しやすくなることから、**適用される基準価格がしっかりとコスト低減された太陽光発電に限り、基準価格の変更なしに認める**、と整理されたところ。
- 第63回調達価格等算定委員会（2020/11/27）においては、「FIP制度への移行は価格変更される事業計画の変更に該当せず、**基準価格は調達価格と同水準**とし、また、交付期間は、調達期間の残存期間とすべき」と整理されたため、FIT制度からFIP制度へ移行する電源については、しっかりとコスト低減されていないFIT調達価格がそのまま基準価格となり、事後的蓄電池を併設すると、懸念されている国民負担の増大につながる事が想定される。
- 以上を踏まえ、FIP制度施行が2022年度であることをふまえ、**FIP制度において、太陽光発電の事後的蓄電池の併設が価格変更なしに認められるのは、2022年度以降に新規にFIT認定またはFIP認定を取得する事業とし、2021年度以前にFIT認定を受けた事業がFIP制度に移行した場合**には、**蓄電池の事後的併設は価格変更事由に該当する（FIT制度と同様の取扱い）** こととしてはどうか。

※ ここでの蓄電池の事後的併設とは、FIP制度の下で、太陽光発電設備のパワコンより太陽光パネル側に蓄電池を新增設し、かつ、蓄電池に充電した電気を逆潮流させる際に区分計量してFIP外で売電できないものを指す。

I 2022年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ バイオマス発電
- ④ 入札実施スケジュール
- ⑤ その他の制度見直し

II 2022年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

I.②陸上風力発電：2022年度の入札制（案）

- 前回（第73回）の本委員会において、来年度の入札制については、入札対象範囲を「50kW以上」、上限価格を「事前公表」、募集容量を「1.3GW」とする案に対して、基本的に異論はなかった。また、上限価格については、昨年度の委員会で、16円/kWhととりまとめたところ。
- 一方で、委員からは「陸上風力発電の導入加速化のため、仮に募集容量1.3GWを大きく上回る積極的な入札参加が見られる場合には、競争性が確保されることを前提としつつ、何らか制度的な工夫で対応できないか検討いただきたい」との趣旨の御指摘があった。
- こうした御指摘をふまえ、エネルギーミックスの実現に向けた導入加速化のため、来年度の入札については、前回の委員会でのとおり、実施した上で、当該入札で募集容量を大きく上回る入札があった場合には、同年度内に追加の入札を行うこととしてはどうか。
- 具体的には、直近5年間の年間認定量に1~3GW程度の幅があることをふまえ、来年度初回の入札において、入札容量が直近5年間の年間平均認定量である1.7GWを超えた場合には、同年度内に追加の入札を実施することとしてはどうか。この追加入札の設計については、以下の通りとしてはどうか。
 - 募集容量：入札の競争性の確保のため、太陽光入札と同様、初回入札の非落札容量の40%としてはどうか。
 - 上限価格：当該追加入札は補足的な位置付けであって、原則は初回入札であることから、初回入札と追加入札で上限価格に差をつけてはどうか。具体的には、初回入札の加重平均落札価格または2023年度入札の上限価格（15円/kWh）のいずれか高い額としてはどうか。

	初回入札		追加入札
入札対象範囲	50kW以上	初回入札で入札容量が 1.7GWを超える場合 	50kW以上
募集容量	1.3GW		初回入札の非落札容量×40%
上限価格の事前公表/非公表	事前公表		事前公表
上限価格	16円/kWh		初回入札の加重平均落札価格または 2023年度入札の上限価格（15円/kWh） のいずれか高い額

調達価格等算定委員会（第73回）
（2021年12月22日）事務局資料より抜粋

<入札対象範囲>

- 昨年度の本委員会では、十分な入札容量を確保し、入札がもたらす競争・価格低減のメカニズムをしっかりと機能させるとともに、事業者の予見可能性を高める観点から、入札対象範囲「250kW以上」を2021～2023年度にわたり、維持することを原則としつつ、今後、入札結果をふまえて、2022年度以降の入札対象範囲については、必要に応じて見直すこととした。
- 今年度の入札結果については、前述のとおり、概ね順調な結果であったことから、2022年度についても、250kW以上は入札対象とすることが適切だと考えられる。
- その上で、50～250kWについては、これまで全く認定・導入のない規模帯であるが、入札対象を引き続き250kW以上とした場合に、入札制度の適用を回避する可能性も排除できないことから、2023年度にFIP制度のみ認められる対象と同様に、2022年度の入札対象範囲についても、50kW以上としてはどうか。

<上限価格の事前公表/非公表・募集容量>

- 上限価格の事前公表/非公表については、事業者の価格予見性の向上のため、引き続き、事前公表としてはどうか。
- その上で、募集容量については、他の応募者との競争が働くよう、応募容量が上回るような募集容量の設定が重要。このため、以下の理由から、2022年度の募集容量は1.3GWとしてはどうか。
 - ✓ 直近5年間の年間認定量は1～3GW程度であるが、これまでの年間平均認定量は1.3GWであること
 - ✓ 今年度入札で、入札参加資格の審査のために事業計画を提出した容量が1.5GW。このうち、実際の入札まで進まなかった容量が0.5GWであるが、その多くが、期日までの認定取得が困難なこと等を理由とした辞退であり、継続的な入札参加が見込まれること
- なお、第71回の委員会において、日本風力発電協会からは、今後、年間1GW前後～3GW程度の導入が見込まれること等から、2022年度の募集容量を2GWとすべきとの御意見をいただいた。しかし、当協会の試算でも、運転開始予定年度ごとの容量のばらつきが大きく、1GW程度又は1GWを下回る年度もみられ、また、環境アセスメント手続きに着手したものの稼働までに至らず終わってしまう案件が、これまでも一定程度存在したことから、募集容量を2GWとした場合、競争性の確保に懸念が生じると考えられる。

(参考) 陸上風力発電 (新設) の年度別・規模別FIT認定・導入状況

調達価格等算定委員会 (第73回)
(2021年12月22日) 事務局資料より抜粋

<FIT認定量> 単位: MW (件)

認定 (新設)	-20kW	20 -50kW	50 -250kW	250 -1000kW	1,000- 7,500kW	7,500- 10,000kW	10,000- 30,000kW	30,000- 37,500kW	37,500- 50,000kW	50,000kW-	全体合計
2012年度	0(3)	0(0)	0(0)	0(0)	124(31)	10(1)	304(16)	103(3)	133(3)	51(1)	725(58)
2013年度	0(4)	0(1)	0(0)	0(0)	78(23)	8(1)	0(0)	34(1)	38(1)	51(1)	209(32)
2014年度	0(32)	0(0)	0(0)	0(0)	135(28)	9(1)	344(17)	196(6)	42(1)	278(3)	1,004(88)
2015年度	3(189)	0(0)	0(0)	0(0)	76(18)	0(0)	100(5)	35(1)	86(2)	182(3)	482(218)
2016年度	44(2,286)	0(0)	0(0)	0(0)	306(62)	0(0)	316(16)	232(7)	379(9)	1,581(19)	2,858(2,399)
2017年度	47(2,393)	0(0)	0(0)	0(0)	72(15)	0(0)	63(3)	64(2)	88(2)	712(9)	1,045(2,424)
2018年度	42(2,192)	6(118)	0(0)	0(0)	87(15)	0(0)	86(4)	68(2)	164(4)	641(8)	1,094(2,343)
2019年度	0(17)	9(200)	0(0)	1(2)	74(16)	9(1)	170(8)	96(3)	92(2)	949(10)	1,398(259)
2020年度	0(2)	2(50)	0(0)	1(1)	69(14)	0(0)	192(10)	204(6)	438(10)	2,165(27)	3,072(120)
	137(7,118)	17(369)	0(0)	2(3)	1,022(222)	36(4)	1,575(79)	1,032(31)	1,458(34)	6,609(81)	11,888(7,941)

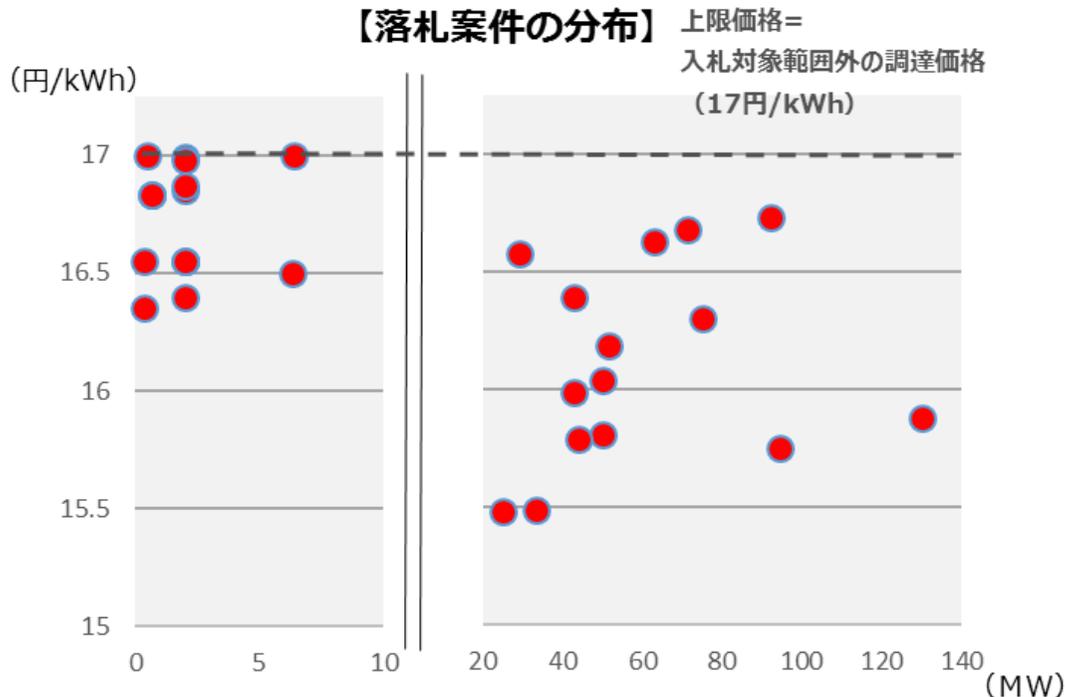
<FIT導入量> 単位: MW (件)

導入 (新設)	-20kW	20 -50kW	50 -250kW	250 -1000kW	1,000- 7,500kW	7,500- 10,000kW	10,000- 30,000kW	30,000- 37,500kW	37,500- 50,000kW	50,000kW-	全体合計
2012年度	0(4)	0(1)	0(0)	0(0)	22(11)	10(1)	78(4)	0(0)	0(0)	0(0)	110(21)
2013年度											
2014年度	0(6)	0(0)	0(0)	0(0)	43(8)	0(0)	182(10)	0(0)	0(0)	0(0)	225(24)
2015年度	0(42)	0(0)	0(0)	0(0)	44(13)	0(0)	17(1)	36(1)	0(0)	51(1)	148(58)
2016年度	2(131)	0(0)	0(0)	0(0)	34(8)	8(1)	137(7)	34(1)	92(2)	0(0)	308(150)
2017年度	6(303)	0(0)	0(0)	0(0)	51(13)	9(1)	47(2)	65(2)	0(0)	0(0)	178(321)
2018年度	10(504)	0(0)	0(0)	0(0)	20(5)	0(0)	66(3)	30(1)	42(1)	0(0)	167(514)
2019年度	6(308)	0(0)	0(0)	0(0)	68(18)	0(0)	151(8)	69(2)	122(3)	51(1)	468(340)
2020年度	5(250)	0(1)	0(0)	1(1)	42(10)	0(0)	16(1)	0(0)	45(1)	252(3)	360(267)
	28(1,548)	0(2)	0(0)	1(1)	324(86)	27(3)	694(36)	234(7)	301(7)	355(5)	1,964(1,695)

※ 2021年度6月末時点
※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

調達価格等算定委員会（第73回）
（2021年12月22日）事務局資料より抜粋

- 陸上風力発電については、2021年度から入札制に移行（対象：250kW以上）。
- 第1回入札は、上限価格を17.00円/kWh（事前公表）、募集容量を1,000MWとして、今年10月に実施。
- 応札件数・容量は32件・936MWと、募集容量1,000MWをわずかに下回り、応札分は全件落札された。
- 一方で、平均落札価格は16.16円/kWhと、上限価格17.00円/kWhを大きく下回っており、コスト低減が着実に進展していると評価できる。
- なお、入札参加資格の審査のために事業計画を提出した件数・容量は44件・1,455MWであり、このうち12件・518MWは実際の入札まで進んでいない。その多くが、期日までの認定取得が困難等を理由に入札前に辞退したもの。



入札の結果

入札参加申込件数・容量	: 44件・1,455MW
入札参加者の最大出力	: 130MW
参加資格を得た件数・容量	: 39件・1,182MW
実際の入札件数・容量	: 32件・936MW

落札の結果

上限価格	: 17.00円/kWh
落札件数・容量	: 32件・936MW
平均落札価格	: 16.16円/kWh

I 2022年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ **バイオマス発電**
- ④ 入札実施スケジュール
- ⑤ その他の制度見直し

II 2022年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

- 昨年度の委員会で、2022年度バイオマス発電の入札対象範囲については、十分なFIT認定量があることや海外ではより低コストで事業実施できていること等をふまえて、2018～2021年度と同様に、一般木質等（10,000kW以上）および液体燃料（全規模）ととりまとめたところ。
- この上限価格については、これまでの入札において、入札容量が募集容量を大きく下回る傾向であることから、引き続き、事前非公表として、上限価格を意識した競争を促してはどうか。
- また、募集容量については、これまでの入札において、入札容量が募集容量を大きく下回る傾向であるものの、入札参加申込容量は各回とも100MWを超えており、この中には、設備容量112MWの大規模案件を予定する事業計画も存在することから、こうした大規模案件が落札できる可能性も維持するため、120MWを据え置くこととしてはどうか。

(参考) これまでの入札結果：バイオマス（一般木材等・液体燃料）

■ 10,000kW以上の一般木材等バイオマス、全規模のバイオマス液体燃料は、2018年度より入札制に移行した。

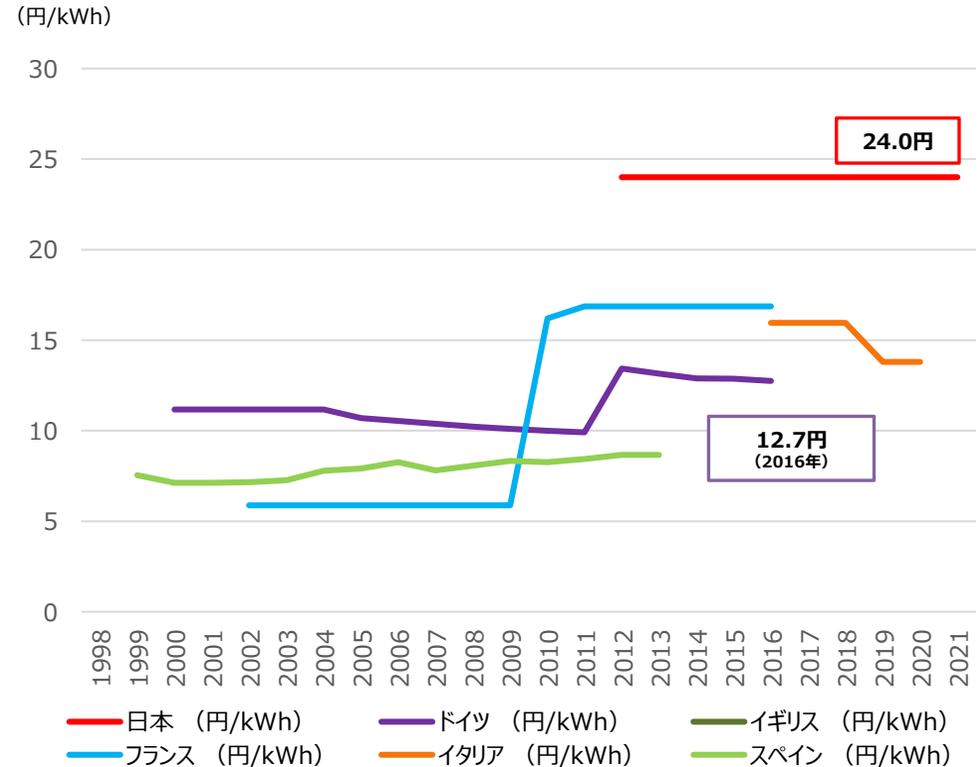
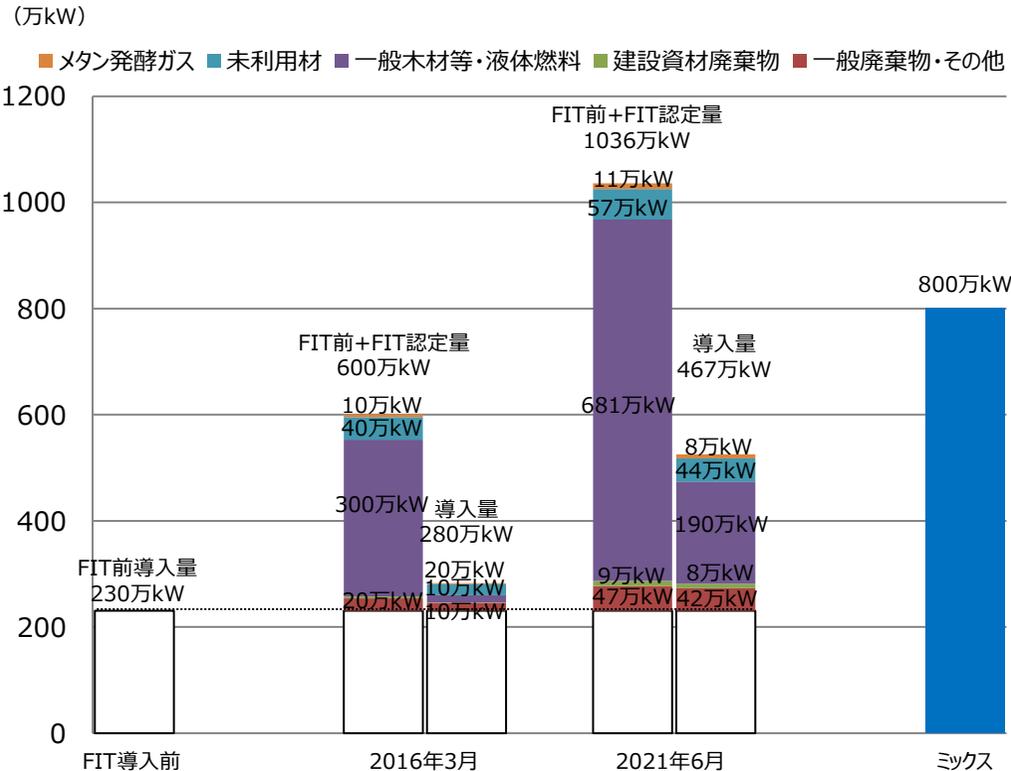
	バイオマス				
	第1回		第2回	第3回	第4回
実施時期	2018年度 下期		2019年度 下期	2020年度 下期	2021年度 下期
入札対象	一般木材等：10,000kW以上 液体燃料：全規模				
募集容量	一般木材等： 180MW	液体燃料：20MW	120MW	120MW	120MW
上限価格	20.6円/kWh (事前非公表)		19.6円/kWh (事前非公表)	19.6円/kWh 事前非公表	18.5円/kWh 事前非公表
入札参加申込容量（件数） ※入札参加者の最大出力	264MW (7件) ※100MW	169MW (26件) ※47MW	101MW (20件) ※39MW	319MW (7件) ※112MW	129MW (3件) ※75MW
参加資格を得た容量（件数）	95MW (4件)	11MW (5件)	6MW (4件)	164MW (3件)	129MW (3件)
入札容量（件数）	35MW (1件)	2MW (1件)	4MW (3件)	2MW (1件)	54MW (2件)
平均入札価格	19.60円/kWh	23.90円/kWh	20.55円/kWh	18.50円/kWh	18.53円/kWh
落札容量（件数）	35MW (1件)	0MW (0件)	0MW (0件)	2MW (1件)	51MW (1件)
落札価格	19.60円/kWh ただし、第2次保証金を 納付せず辞退	-	-	18.50円/kWh	18.50円/kWh
調達価格決定方法	応札額を調達価格として採用（pay as bid 方式）				

※ バイオマス比率考慮済。

- バイオマス発電については、FIT制度開始前の導入量と2021年6月時点のFIT認定量を合わせた容量は、バイオマス発電全体で**1,036万kW**となっており、**エネルギーミックスの水準（800万kW）を超えている**。
- なお、2020年度の買取価格は、入札対象外の一般木材等（10,000kW未満）では24円/kWhであるなど、**海外のバイオマス発電の買取価格と比べて高い**。

<バイオマス発電のFIT認定量・導入量>

<バイオマス発電（5,000kW、ペレット使用）の各国の買取価格>



※ 改正FIT法による失効分（2021年6月時点で確認できているもの）を反映済。
 ※ バイオマス比率考慮済。

※ 資源エネルギー庁作成。1ユーロ=120円、1ポンド=150円で換算。
 欧州（イタリアを除く。）の価格は運転開始年である。イギリスはFIT制度では支援対象外。
 入札対象電源となっている場合、落札価格の加重平均である。
 フランス・ドイツは技術等により価格が異なるが、最も安い場合の価格を採用した。

I 2022年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ バイオマス発電
- ④ 入札実施スケジュール
- ⑤ その他の制度見直し

II 2022年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

I.④2022年度の入札実施スケジュール（案）

	2022年度				
	太陽光第12回	太陽光第13回	太陽光第14回	太陽光第15回	陸上風力第2回（・追加） バイオマス第5回
4月	入札説明会 事業計画受付(4/18)				
5月	事業計画受付〆切 (5/6) 事業計画審査〆切 (5/20) 入札募集開始 (5/30)				
6月	入札募集〆切 (6/10) 入札結果公表 (6/17)	事業計画受付(6/27)			
7月		事業計画受付〆切 (7/15) 事業計画審査〆切 (7/29)			
8月		入札募集開始 (8/8) 入札募集〆切 (8/19) 入札結果公表 (8/26)			
9月			事業計画受付 (9/26)		事業計画受付 (9/5) 事業計画受付〆切 (9/22)
10月			事業計画受付〆切 (10/14) 事業計画審査〆切 (10/28)		事業計画審査〆切 (10/7) 入札募集開始 (10/17) 入札募集〆切 (10/28)
11月			入札募集開始 (11/7) 入札募集〆切 (11/18) 入札結果公表 (11/25)		入札結果公表 (11/4)
12月					陸上風力追加入札※
2023年 1月	認定補正期限 (1/4) 認定取得期限 (1/18)			事業計画受付(1/10) 事業計画受付〆切 (1/27)	事業計画受付(1/23)
2023年 2月				事業計画審査〆切 (2/10) 入札募集開始 (2/20)	事業計画受付〆切 (2/10) 事業計画審査〆切 (2/24)
2023年 3月		認定補正期限 (3/13) 認定取得期限 (3/27)		入札募集〆切 (3/3) 入札結果公表 (3/10)	入札募集開始 (3/6) 入札募集〆切 (3/17) 入札結果公表 (3/24)
2023年 4月以降			認定補正期限 (6/12) 認定取得期限 (6/26)	認定補正期限 (9/26) 認定取得期限 (10/10)	認定補正期限 (5/23) 認定取得期限 (6/6) 認定補正期限 (9/11) 認定取得期限 (9/25)

※陸上風力発電の追加入札については、第2回陸上風力の入札容量が1.7GWを超えた場合に実施する。

I 2022年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ バイオマス発電
- ④ 入札実施スケジュール
- ⑤ その他の制度見直し

II 2022年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

I. ⑤電源共通の制度見直し：地域公共案件の取扱い（案）

■ 保証金については、

- ① 適正な入札実施を担保するため、入札参加者に対して**第1次保証金（500円/kW）**
- ② 落札者の確実な事業実施を担保するため、落札者に対して**第2次保証金（5,000円/kW）**

を求めているが、地方公共団体の関与により、適正な事業実施が担保されている「地域公共案件」については、**第1次保証金・第2次保証金のいずれについても、免除することとしている。**

■ この地域公共案件の対象については、適正な事業実施が担保されている案件に対して保証金の減免を行うとの趣旨を鑑み、

- ① 当該再エネ発電事業に対する地方公共団体の直接の出資が確認できるもの
- ② 法律に基づいて策定された基準に基づく認定等により地方公共団体が強く関与しているもの（※）

（※）地方公共団体からの認定等に関して、国から地方公共団体に対する適切な指導・助言等が可能であることが前提。

としており、②については、現時点では、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再エネ法）に基づいて市町村が認定する案件を、その具体的な対象としているが、その他の対象については、必要に応じて本委員会で議論して決定することとされている。

■ 2021年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法の下、2022年度4月から施行される「地域脱炭素化促進事業の認定制度」では、

- 「地域脱炭素化促進事業」を行おうとする事業者は、その計画を策定し、「地方公共団体実行計画」への適合等について、市町村の認定を受けることができる。
- 認定を受けた事業者の認定事業については、関係許可等の手続のワンストップ化等の特例を受けることができる。
- また、国・都道府県は、市町村に対し、「地方公共団体実行計画」の策定やその円滑かつ確実な実施に関し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める。

こととされている。

■ こうした制度趣旨を鑑み、2022年度の地域公共案件（類型②）の対象に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて市町村が認定する案件を加えることとしてはどうか。

(参考) 地域公共案件の取扱い (経緯)

調達価格等算定委員会 (第43回)
(2018年12月29日) 事務局資料より抜粋

- 第5次エネルギー基本計画においても、太陽光発電を含めたエネルギーシステムの分散化はエネルギー供給構造の効率化や非常時のエネルギーの安定供給確保に資するものであり、地産地消型エネルギーシステムの普及に向けて、「**国、自治体が連携し、先例となるべき優れたエネルギーシステムの構築を後押しする**」とこととされており、FIT制度においても地域公共案件に対して一定の配慮を行うことが考えられる。
- その配慮の方法として、例えば、一定の要件を満たした地域公共案件については、本来入札対象となる規模であっても、特例的に入札対象としないといった方法も考えられる。しかしながら、**今後入札対象範囲外についてもより一層効率的な調達価格の設定を行っていく必要があるといった指摘がある中で、入札対象から除外する方法では十分な配慮とならない可能性がある。**
- このため、**地域公共案件は地方公共団体の出資等により適正な事業実施が担保されているという点に着目し、入札対象となる場合にはその保証金の減免を行う**といった配慮の方法が適切ではないか。

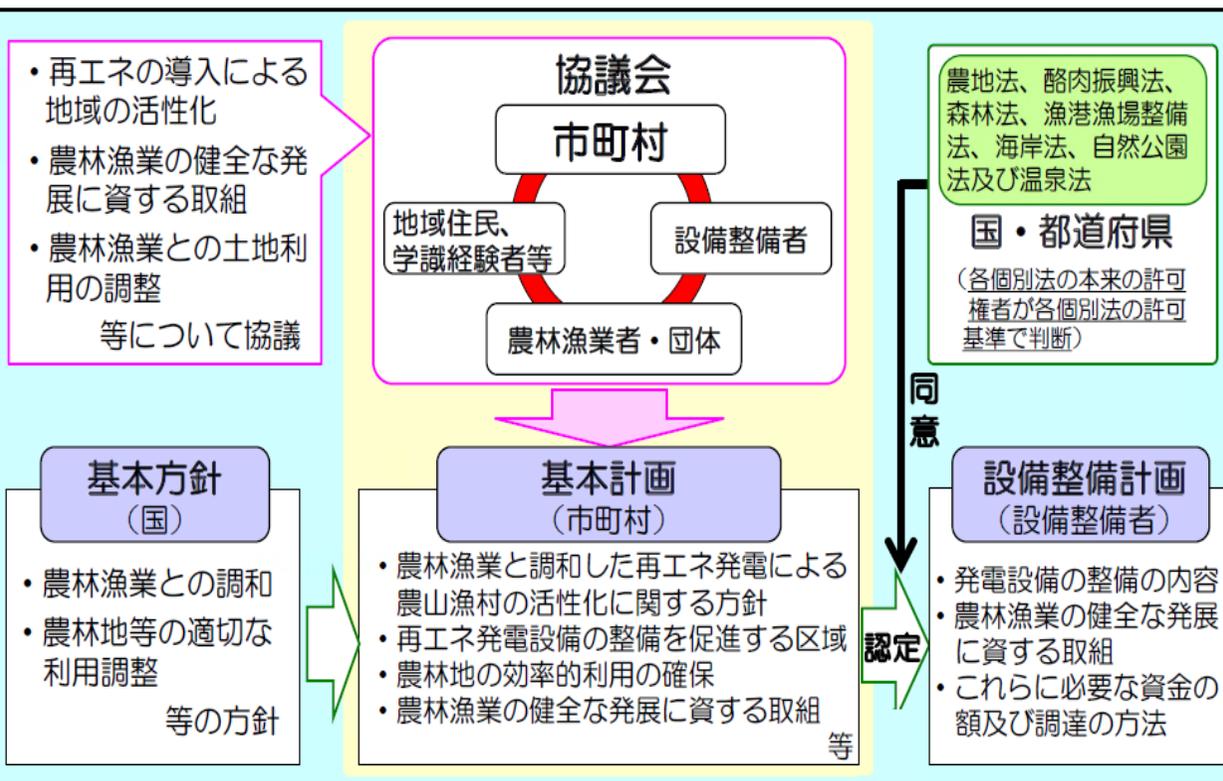
(1) 地域公共案件の対象

- 適正な事業実施が担保されている案件に対して保証金の減免を行うという趣旨に鑑みると、地域公共案件の対象については、①**当該再エネ発電事業に対する地方公共団体の直接の出資が確認できるもの**、又は②**法律に基づいて策定された基準に基づく認定等により地方公共団体が強く関与しているもの**とすることとしてはどうか。
- ②については、地方公共団体の関与による適正な事業実施を担保するため、**地方公共団体からの認定等に関して、国から地方公共団体に対する適切な指導・助言等が可能であることを前提**としてはどうか。こうした条件に照らし、まず2019年度の入札では、「**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (農山漁村再エネ法)**」に基づいて市町村が認定する**案件を対象とする**こととし、その他の対象については、必要に応じて来年度以降の本委員会で議論して決定することとしてはどうか。

(参考) 農山漁村再エネ法の概要

調達価格等算定委員会（第43回）
（2018年12月29日）事務局資料より抜粋

- 農山漁村再エネ法では、**市町村が、国が定めた基本方針に基づき、農林漁業と調和した再エネ発電による農山漁村の活性化に関する方針等について基本計画を策定**する。
- この**基本計画に適合する設備整備計画**については、**市町村から認定**を受けることで、農地転用の第一種農地の転用不許可の例外、関連手続きのワンストップ化などの取扱いを受けることが可能となる。



事例①：地元農業者の主導による地域のニーズに応じた農林漁業の活性化 (鳥取県岩美町)

太陽光発電 (1,500kW)
実施主体：株式会社メディア



事例②：山林未利用材を活用した木質バイオマス発電による林業振興 (大分県日田市)

バイオマス発電 (未利用材)
(5,700kW)
実施主体：株式会社グリーン
発電大分



国から地方公共団体に対する指導・助言について

- 基本計画の作成にあたり、地方農政局等がハンズオン支援し、協議会の設置、運営に対する助言や参加等の援助を実施しており、**国として基本計画の内容や進捗状況を把握することができる。**

地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する
検討会とりまとめ（2021年12月29日）より抜粋

地方公共団体実行計画の策定～地域脱炭素化促進事業計画の認定に至る流れ

温対法の
位置づけ

地方公共団体実行計画の策定

地域脱炭素化促進事業計画の認定

市
町
村

市町村が
議論の場（協議会等）を設けて、
ステークホルダー（関係者・関係機関）
とともに、**課題のあぶりだし・解決方法を**
検討

協議会

協議会等において、
● 環境保全上の支障の
おそれのないよう「**促進区域**」を議論
● 市町村として事業者を求める
・ **地域の環境の保全のための取組**
・ **地域の経済及び社会の持続的発
展に資する取組 等**
※改正地球温暖化対策推進法第21条5項各号
も議論

市町村の地方公共団体実行計画に記載

合意形成の促進

市町村は、
事業者から申請を受けて、
関係機関に
許認可等の書類を転送

**促進区域における事業者
に求める左記の取組を満
たした事業計画を認定**

※改正地球温暖化対策推進法
第22条の2

事
業
者

事業の
構想

事業の候補地や調整が必要な課題の見える化
事業予見性が高まる

事業計画の
立案

許認可手続の
ワンストップ化等

事業計画の
実施

改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けた今後の検討課題②

- 2022年4月の改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けて、今後速やかに検討し、取り組むべき課題としては下記の通り。

(市町村への支援等：続き)

【情報】

- ✓ REPOS・EADAS等での既存情報を不断にアップデートしつつ整理・提供、一定の再エネポテンシャルや除外エリア等を踏まえたマップの作成・提供
- ✓ 「地域経済循環分析ツール」による経済効果の提供
- ✓ 自治体排出量等カルテ、LAPSSの活用
- ✓ 先行的な自治体の後押し、その知見の横展開
- ✓ 既存の協議会等の経験の活用

(地域脱炭素化促進事業の円滑な実施)

- 促進区域内で地域脱炭素化促進事業が円滑に実施されるよう、関係省庁と連携しつつ、当該事業へのインセンティブを含めて取り組むことが必要。

- ✓ FIT/FIP制度等との連携：再エネ特措法による事業計画認定と改正地球温暖化対策推進法による地域脱炭素化促進事業の認定の連携可能性（例えば、地域活用要件との連携、入札における配慮等）の模索
- ✓ 地域共生型再エネ事業顕彰制度との連携の模索
- ✓ 環境省からの支援措置での優遇などの模索

■ 保証金については、前述のとおり、

① 適正な入札実施を担保するため、入札参加者に対して第1次保証金（500円/kW）

② 落札者の確実な事業実施を担保するため、落札者に対して第2次保証金（5,000円/kW）

を求めることとしている。

また、落札後も、速やかな事業実施を促す観点から、入札結果公表後から7か月以内の認定取得を求めることとしている。

■ こうした制度設計の下、今年度の陸上風力発電の入札においては、入札案件が電源接続案件一括検討プロセスの対象であることが、落札後に判明し、期日までの接続契約の締結が困難であることを理由に、辞退される事例が、複数見られている。

■ こうした案件は、電力会社からの接続検討の回答を得ていない等、期日までの接続契約の見込みが明らかでない中で、入札に参加しているという意味では、入札参加事業者のリスク判断に基づく結果とも評価できるが、一方で、事業リスクをとって、早期の案件形成を試みているものとも評価できる。

■ こうした点もふまえ、

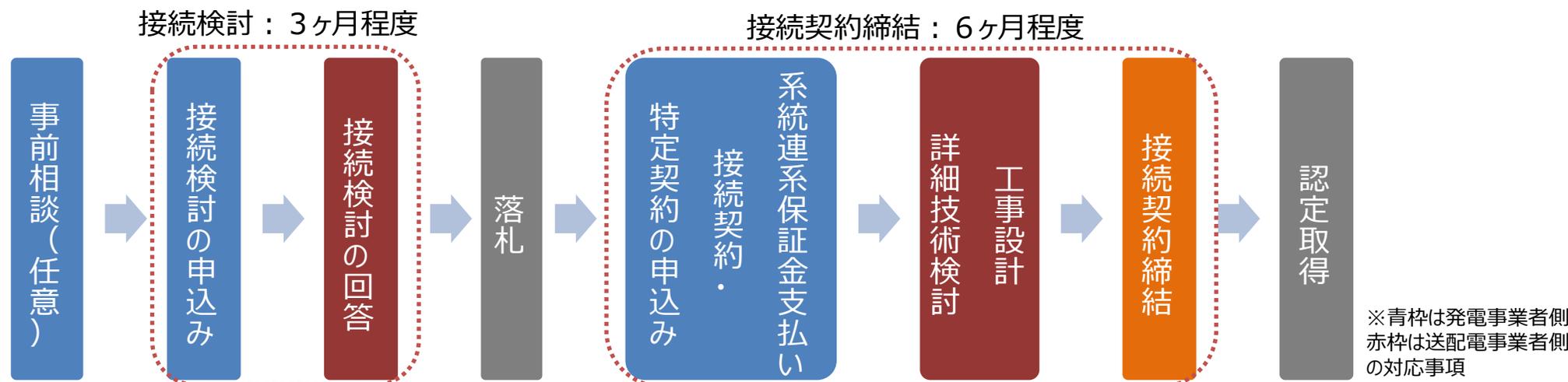
① これまでの入札において、当該案件が電源接続案件一括検討プロセスの対象となったことを理由に辞退した結果として保証金が没収となった案件と同一の案件であって、

② 既に電源一括検討プロセスに参加しており、当該プロセスにおいて、期日までの接続契約が見込まれることが確認できた場合には、

これまでの入札で没収となった保証金を繰り越して利用できる（すなわち、これまでの入札で没収となった保証金の額と同額の保証金を免除とする）こととし、エネルギーミックスの実現に向けて、案件形成の加速化を図ってはどうか。

- 現行の入札制度において、**落札に至った案件について、速やかな事業実施を促すことと、非入札案件との公平性を保つ観点から、年度内の認定取得を求めている。**
- 入札制度においては、接続検討の申込みから接続契約締結までに一定の期間（接続検討の申込みから回答に3ヶ月程度、接続契約の申込みから契約締結までに6ヶ月程度）を要するため、FIT認定の要件として定められている接続契約について、入札参加時点では求めないこととし、接続検討の申込みを行っていることのみを確認することとしている。
- 特に、接続検討の回答を受領した後、接続契約の申込みの際して、一般送配電事業者に対して系統連系保証金を支払う必要があり、事業計画を中止した場合に系統連系保証金が没収されるリスクを鑑みると、**落札結果が判明しない限り、接続契約の申込みを行うことは困難と考えられる。**これまでの入札スケジュールでは、落札結果の公表から年度末までが6ヶ月未満となる入札回も存在することから、**年度末の認定取得期限を背景に、入札への参加を断念した事業者も想定される。**
- 上記を踏まえ、**落札後に接続契約の申込みを行った場合でも、十分に認定取得に至ることができるよう配慮し、2021年度以降の入札（太陽光以外も含む）においては、落札した案件に係る認定取得期限を、入札結果公表後、7ヶ月が経過した期日としてはどうか。**

(参考) 接続契約締結までのフロー（一般的な入札案件のイメージ）



I 2022年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ バイオマス発電
- ④ 入札実施スケジュール
- ⑤ その他の制度見直し

II 2022年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

Ⅱ.①事業用太陽光発電：集合住宅の取扱い（案）

- 小規模事業用太陽光発電（10-50kW）については、自家消費型の事業実施（需給一体的な構造）により、
 - 系統負荷の小さい形での事業運営がなされ、災害時に自立的に活用されることで、レジリエンス強化に寄与する
 - 需給が近接した形での事業実施により、地域において信頼を獲得し、長期安定的な事業運営を進める

との考え方の下、2020年度より、以下の①②の両方をFIT認定の要件として求めている。

- ① 再エネ発電設備の設置場所で少なくとも30%の自家消費等を実施すること（※1）

（※1）農地一時転用許可期間が10年間となり得る営農型太陽光発電は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象。

- ② 災害時に自立運転（※2）を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること

（※2）災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開すること）が可能であること。

- こうした中、集合住宅では、通常、屋根上の太陽光パネルで発電した電気を、共用部等でしか使用できない構造であることから、少なくとも30%の自家消費等を行うために、屋根上の太陽光パネル設置可能面積より、小さい範囲で、太陽光パネルを設置している状況。

- こうした状況や今年度の委員会での太陽光発電協会からの御指摘もある中で、地域と共生可能な形での太陽光発電の導入加速化を図るため、来年度の10-20kWの集合住宅の屋根設置の太陽光発電については、配線図等から自家消費を行う構造が確認できれば、少なくとも30%の自家消費等を実施しているもの（①の要件を満たしているもの）として取り扱うこととしてはどうか。その上で、今後、当該みなし自家消費に係るフォローアップを行い、必要に応じて見直しを検討することとしてはどうか。

（※）なお、この場合も、災害時に自立運転を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること（②の要件）については、要件として求めることとする。

3-2. 地域活用要件に関する要望



地域活用要件の対象拡大

10～50kWに関しては、以下の要件を満たす場合においては、自家消費率30%以上、或いは営農型等の要件を満たしていなくとも、地域活用要件を満たしている案件として認めて頂きたい。

- ① 温対法におけるポジティブゾーニングエリア内に計画され、地域から歓迎される 案件
(例：地域脱炭素化促進事業に申請済み、或いは地域脱炭素化促進事業の認定実績のある事業者による案件等)
- ② 地域新電力等買取られ、地域内で消費されることが契約で保証されている案件
- ③ 事業主体（発電事業者等）が当該地域に居住し事業収益が地域に還流されるような案件
- ④ **集合住宅の屋根上**に設置され、**10kW以上20kW未満**の案件（20kW未満の屋根上設置設備（低圧）であれば、例え全量配線であっても、同じ柱状トランス等の下流の集合住宅（低圧）で消費される蓋然性が高く系統側の負担も小さいと考えられるため。集合住宅に太陽光発電を設置し、自家消費のために各居住者に配電するには、専用の設備が必要となり導入の障害となっている。）

参考：地域活用要件に関するアンケート調査の事業者コメントは参考資料1に記載

参考情報：太陽光発電協会（JPEA）は、地域との共生を推進する目的で、以下の様な10～50kW設備の健全化を含め幅広い活動に取り組んでいる。詳細は参考資料6に記載。

- 低圧設備（10～50kW未満）においても、事業の健全化を図り、地域と共に創るエネルギーとして発展していく姿を目指し、2021年4月に「地域共創エネルギー推進委員会」を立ち上げた。
- 具体的取組としては、**低圧設備についての検査の仕組みや、健全化に向けた自主保安・施工不備の是正等**を検討している。
- 進めるにあたっては、調査・取組等、業界関係者とも協力しながら推進していく。

- **小規模事業用太陽光発電（10-50kW）**については、2020年度より、以下の①②の両方をFIT認定の要件として求めている。
 - ① 再エネ発電設備の設置場所で**少なくとも30%の自家消費等**を実施すること（※1）
（※1）農地一時転用許可期間が10年間となり得る営農型太陽光発電は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象。
 - ② **災害時に自立運転**（※2）を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること
（※2）災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開すること）が可能であること。
- **営農型太陽光発電**については、近隣に電力需要が存在しない可能性も鑑み、上記のとおり、「**農林水産行政の分野における厳格な要件確認**」を経たものとして、**自家消費を行わない案件**であっても、**災害時活用を条件に、FIT制度の対象**として位置付けている。
- この場合、**農地転用の制度運用上、FIT認定がなければ農地転用許可を得ることが実質的に難しい**との指摘があることをふまえ、**農地転用許可がなされることを条件にFIT認定**を行った上で、**FIT認定後、3年以内に農地転用許可を得ることを求めている**。

件数	合計	自家消費型	営農型	
			合計	農地転用許可の提出あり
2020年度認定	5,659件	2,139件 (38%)	3,520件 (62%)	28件

※2021年12月末時点

I 2022年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ バイオマス発電
- ④ 入札実施スケジュール
- ⑤ その他の制度見直し

II 2022年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

Ⅱ.②陸上風力発電：2023年度の地域活用要件（案）

- 前回（第73回）の委員会で、陸上風力発電の2023年度にFIP制度のみ認められる対象については、50kW以上とした上で、50kW未満については、当面は地域活用電源としてFIT制度により支援していくことをとりまとめた。

（※）リプレース区分については、新設と異なる扱い。

- 陸上風力発電は、地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電と同様に、太陽光発電と比べて立地制約が大きいことから、その地域活用要件の具体内容については、地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電と同様の要件を設定する方向で検討してはどうか。

<新規認定においてFIP制度のみ認められる対象・地域活用電源として支援していく対象>

- FIP制度は、**再エネの自立化へのステップとして電力市場への統合を促していくもの**であり、FIT制度から、他電源と共通の環境下で競争する自立化までの途中経過に位置付けられるもの。太陽光や地熱、中小水力、バイオマスといった他の再エネ電源については、来年度からFIP制度のみ認められる対象が設定されている中で、**風力発電についても、早期にFIP制度の対象としていくことが重要**。
- 昨年度の本委員会で、陸上風力発電については、2021年度から入札制を導入することで事業者間の競争によるコスト低減を促していこうとしている中で、さらに2022年度にFIP制度のみ認められる対象も設定することで、**風力発電事業への参入障壁が急激に高まり、継続的に進んでいる案件形成が損なわれてしまう懸念から、2022年度にFIP制度のみ認められる対象については設けないこととした**。
- 今年度から導入された入札制については、前述のとおり、**入札容量が0.94GWと、募集容量1.0GWにわずかに達しなかったものの、平均落札価格は16.16円/kWhと、上限価格17.00円/kWhを大きく下回っていることから、概ね順調な入札結果であったと評価できる**。
- こうした**入札結果や他の電源のFIP対象をふまえ、陸上風力発電については、2023年度にFIP制度のみ認められる対象を設定してはどうか**。
- **具体的な対象**については、他の電源と同様に、まずは1,000kW以上とした上で段階的に対象拡大していくことも考えられるが、
 - ✓ **250～1,000kWは入札対象とされており、今年度入札でも、落札件数の総数32件に対して6件の落札があり、十分にコスト競争力のある規模だと考えられること**
 - ✓ **50～250kWは、これまで全く認定・導入のない規模帯であるが、FIP制度のみ認められる対象を仮に250kW以上とした場合に、FIP制度の適用を回避する可能性も排除できないこと**から、**2023年度にFIP制度のみ認められる対象を50kW以上としてはどうか**。

- その上で、**50kW未満については、FIP制度の新規認定・移行認定が認められる範囲の下限が50kWであることもふまえて、当面は地域活用電源として支援していくこととしてどうか**。

(※) なお、リプレース区分については、小規模の自治体出資等の案件のリプレースも想定されることから、他の電源のリプレース区分の取扱いと同様の取扱いを含め、新設と異なる扱いをとることも考えられるのではないかと。

(※) なお、2022年度と同様、沖縄地域・離島等供給エリアにおいては、引き続きFIT制度を適用できることとする。

自家消費型・地域消費型の地域活用要件

以下のいずれかの要件を満たすこと

- A) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により**発電される電気量の少なくとも3割を自家消費**※1するもの (すなわち、7割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの)。
- B) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を**再生可能エネルギー電気特定卸供給**により供給し、かつ、その**契約の相手方にあたる小売電気事業者または登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の5割以上**を当該発電設備が所在する**都道府県内へ供給**※2するもの。
- C) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により**産出された熱**※3を、原則として**常時利用**する構造を有し、**かつ**、当該発電設備により**発電される電気量の少なくとも1割を自家消費**※1するもの (すなわち、9割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの)。

※1 自家消費比率を把握するため、発電電力量を記録することが求められる。

※2 小売供給の状況については、小売電気事業者または登録特定送配電事業者の協力によって必要な書類の添付等を行うことが求められる。

※3 発電過程で発生した熱を活用する場合に加え、発電設備の一部 (井戸等) から産出される熱を活用する場合も認める。

地域一体型の地域活用要件

以下のいずれかの要件を満たすこと

- D) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が**所在する地方公共団体の名義** (第三者との共同名義含む) **の取り決め**※1において、当該発電設備による**災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付け**られているもの。 ※1 当該取り決めには、法律に基づいて当該発電設備に係る認定を地方公共団体が行うものを含む。
- E) **地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資**するもの
- F) **地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資**する**小売電気事業者または登録特定送配電事業者**に、当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を**再生可能エネルギー電気特定卸供給**により供給するもの

I 2022年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）
- ④ バイオマス発電
- ⑤ 入札実施スケジュール
- ⑥ その他の制度見直し

II 2022年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

Ⅱ.③地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電：地域活用要件（案）

- 昨年度の委員会で、**地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電の地域活用要件の具体内容**については、**自家消費型・地域消費型/地域一体型の要件**をとりまとめ、これらの要件を**2022年度および2023年度は継続し、今後、必要に応じて見直す**こととした。
- これらの要件の適用が未だなされていない状況であることもふまえ、**2024年度**についても、**基本的に同様の要件を維持して、今後の動向に注視する**こととしてはどうか。
- なお、地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電の地域活用要件には、「**当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む）の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているもの**」との要件があり、当該要件を満たしている案件については、**地域一体型の地域活用電源**として、**FIT制度による支援の対象**に位置付けられる。
- この「**地方公共団体の名義の取り決め**」については、**法律に基づいて当該発電設備に係る認定を地方公共団体が行うものを含むもの**と、昨年度の委員会で整理されていることから、**改正地球温暖化対策推進法に基づく認定も含まれるもの**と整理してはどうか。

（※）陸上風力発電についても、地熱・中小水力発電・バイオマス発電と同様の要件設定を予定していることから、同様。

<改正地球温暖化対策推進法に基づき、地域一体型の地域活用要件を満たす事業イメージ>

